

トルコ建国100周年を迎えて 土日関係を中心に



アンカラ大学言語歴史地理学部 准教授 シナン・レヴェント

1870年代に初めて日本人がオスマン帝国を訪問して以来、150年に及ぶトルコと日本の関係は、非公式なものとは公式なものとの2つに分けることができる。この観点から、1890年9月16日のエルトゥールル号事件¹と同じほど強調すべき日付と出来事は、1923年7月24日のローザンヌ講和条約である。

エルトゥールル号事件が非公式にせよ両国関係の始まりであるとするならば、ローザンヌ平和条約は両国関係を公式なものとした歴史的な節目として考慮されるべきである。これまでそれが強調されてこなかったのにはいくつかの理由がある。まず挙げられるのは、「大東亜戦争」以前および戦争中の公文書で使用された日本語がトルコ人研究者には十分に理解されていなかったことである。つまり、言語の障壁があった。さらに、第一次世界大戦の結果であるローザンヌ講和会議・条約において、日本が消極的な役割に留まったことである。言い換えれば、日本の歴史においてローザンヌ条約は「大東亜戦争」に準ずる重要な歴史的事実としての扱いを受けず、この分野の研究者たちの間でも二次資料による比較的表層的な情報や文書によって後回しにされてきたことが影響している。

日本にとってローザンヌ条約は、西欧の同盟国と協調して行動することを目的とし、長期的には東アジア地域で一定の利益が得られる期待があった。確かにローザンヌ条約を契機に日本とトルコは初めて正式な外交関係を結んだが、当時のトルコは地理的な距離や外交上の優先順位から、日本の政府関係者にとって重要な国という位置づけではなかった。その結果、ローザンヌ条約を契機とした二国間関係の検討は先送りにされてきた。本稿ではこうしたローザンヌ条約を中心とする二カ国関係を描いてから、戦後の日本とトルコの間を吟味し、日本の「テュルク諸国機構²」へのオブザーバー国としての関与の可能性を

1 エルトゥールル号事件について詳しく解説, Kaori Komatsu, *Ertuğrul Faciası Bir Dostluğun Doğuşu*, Ankara 1992, Turhan Kitabevi; Nobuo Misawa, “Relations between Japan and the Ottoman Empire in the 19th Century: Japanese Public Opinions about the Disaster of the Ottoman Battleship Ertugrul (1890)”, *Annals of Japan Association for Middle East Studies Vol. 18 No.2*, 2003, p.p.9-19

2 ユーラシア大陸に在住するテュルク系言語を話す諸民族に対して言語的, 文化的, 歴史的な共通性を根拠に, 政治的かつ経済的統合を目指す国際組織である。

軸に考察する。

ローザンヌ講和条約から始まる公式関係

19世紀後半から非公式に続いていた両国関係は、ローザンヌ講和条約によって初めて公式なものとなった。第一次世界大戦中、敵対していたため中断していた関係は、戦後、一連の国際会議によって復活した。この総力戦において、日本はイギリス、フランス、イタリアなどの欧米諸国とともに連合側側に属し、その同盟国として、またアジアの新興国としてローザンヌ講和会議と条約に参加した。西欧諸国ほど講和交渉やトルコ関連の問題処理には積極的に関与しなかったが、最終的に1923年7月24日のローザンヌ講和条約に調印した国のひとつとなった。また、ローザンヌ講和交渉で当事者間の和解ができなかった海峡問題のため、同条約に付属する海峡条約の当事国でもあった日本は、海峡条約とともに設立された国際海峡委員会の常任委員ともなり、1936年のモントルー海峡条約までそれが存続した³。

ローザンヌ講和会議に日本代表として出席したのは、当時駐イタリア大使だった経験豊富な外交官、落合謙太郎である。

落合は、1905年にロシアとのポーツマス講和条約を締結した代表団で書記官を務め、その後、朝鮮、中国、フランス、オランダ、ロシア、イタリアなどで特命全権大使を歴任し

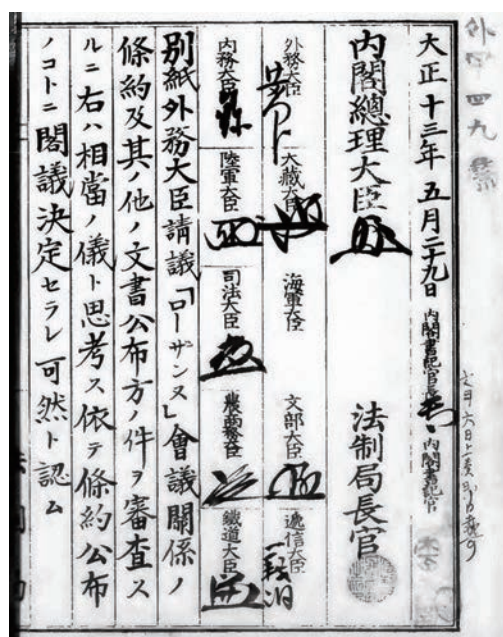


ローザンヌ会議に日本代表として参加した落合謙太郎⁴

3 Nobuo Misawa, *Türk-Japon Ticaret İlişkileri*, İstanbul Ticaret Odası Ekonomik ve Sosyal Tarih Yayınları, İstanbul, 2011, p. 108.

4 Sinan Levent, “Lozan Barış Antlaşması ve Japonya”, Eminalp Malkoç (ed.) *Lozan Barış Antlaşması: 100. Yılında*, İstanbul Büyükşehir Belediyesi Kültür Yayınları, İstanbul, p. 825.

たベテラン外交官である。前述のように、ローザンヌ会議においてイギリス、フランス、イタリアなどのヨーロッパ諸国ほど積極的な役割を引き受けず、また引き受けることを望まなかった落合率いる日本代表団が1923年7月24日に調印したローザンヌ条約は、1924年5月29日の閣議で批准された。その1週間後の6月6日、正式な手続きが開始され、天皇に上奏された。5月29日の閣議では、不可抗力で欠席した海軍大臣を除き、すべての閣僚がこの決定書に署名している。



ローザンヌ条約公布に関する日本政府の決定を示す1924年5月29日付公文書⁵

6月に日本政府と天皇に承認されたローザンヌ講和条約の批准書は、イギリス、イタリアとともにパリの日本大使館を通じてフランス政府に寄託された。他の連合国（ユーゴスラビアを除く）も1924年8月初めまでにローザンヌ条約を批准し、条約は1924年8月6日に正式に発効した。トルコと日本の公式外交関係開始後の最初のステップは、大使館の開設であった。1925年3月23日、イスタンブールに大日本帝国大使館が、7月7日には東京にトルコ共和国大使館が開設された⁶。

日本外交官から見たローザンヌ講和条約：芦田均の見解を中心に

本節では、戦前トルコに滞在した数少ない外交官の一人である芦田均を取り上げる。1948年3月から10月までの7カ月間、日本の首相をも務めた芦田均は、2冊の自著の中

5 「[ローザンヌ] 会議関係ノ条約及其ノ他ノ文書公布方」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A13100694000, 公文類聚・第四十八編・大正十三年・第十五卷・外事一・国際一 (国立公文書館)。

6 Nobuo Misawa, *Türk-Japon Ticaret İlişkileri*, İstanbul Ticaret Odası Ekonomik ve Sosyal Tarih Yayınları, İstanbul 2011, p.p. 108, 110.

でローザンヌ条約に触れている。

芦田は東京帝国大学法学部を卒業後、1912年に外務省に入省、外交官となった。最初に赴任したロシアで1917年のボリシェヴィキ革命を経験し、1918年から勤務した在フランス日本大使館でパリ講和会議を経験した。トルコとも関係の深いパリ講和会議を連国外交官として現地視察する機会を得た芦田は、次にローザンヌ講和条約締結直前の1923年6月に外務省情報部第2課長に任命され、ローザンヌ講和会議の最終期と条約締結の過程を東京からつぶさに追うことになった。1925年9月、再び海外に赴任し、今度は公式な交流が始まったばかりのトルコ共和国の日本大使館で一等書記官として勤務した。在任中、芦田は1920年代後半をイスタンブールの日本大使館で過ごし、1929年4月に同大使館の参事官に昇進した⁷。

1929年、芦田はトルコから母校東京帝国大学に提出した論文で法学博士号を取った。芦田の論文の中心は、海峡、バルカン半島、ローザンヌ条約の問題であり、そのタイトルは「国際法及国際政治ヨリ見タル黒海並ニ君府海峡ノ地位」であった⁸。後述するように、彼の博士論文は1年後の1930年に単行本として出版された。同年、芦田はベルギーの日本大使館に赴任し、ブリュッセルを中心とするヨーロッパで2年間過ごした後、1932年に帰国して政界に入り、20年近い外交官生活に終止符を打った。

第二次世界大戦前のローザンヌ会議と条約に関する芦田均の最初の著作は、1923年11月に東京で出版された『巴里会議後の欧州外交』である⁹。タイトルからもわかるように、ローザンヌに特化した内容ではない。パリ講和会議後のヨーロッパ情勢を、著者が自らの見聞をもとに書き綴ったもので、序文の冒頭には「.....この書物は著者が過去九か年間に亘る欧州生活中に見聞した事件を主とし、これに最近の近東会議及ルール問題等を併せて

筆者紹介

1983年 トルコ共和国生まれ。
2014年 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士課程修了。博士（学術）。
2016年6月～2016年9月
外国人研究員として日本国立歴史民俗博物館に勤務。
2017年8月～2019年7月
日本学術振興会の外国人特別研究員PDとして立教大学法学部政治学科に在籍
専門 日本政治外交史。
研究分野：日本・中東関係、日本・テュルク世界関係
現在 アンカラ大学言語歴史地理学部准教授。
東洋大学アジア文化研究所客員研究員。
単行本：『石油とナショナリズム：中東資源外交と「戦後アジア主義」』京都、人文書院、2022年。
『日本の中央ユーラシア政策：トゥーラン主義運動とイスラーム政策』彩流社、2019年。
編著：三沢伸生・長谷部圭彦・シナンレヴェント『オスマン帝国と日本』東洋大学アジア文化研究所、2018年。
論文：「聞き書き 福田康夫元総理『中東』関係回想録：認識と政策」『立教法学』第100号、立教大学法学部、2019年、53～117頁。
「戦後日本の対中東外交にみる民族主義：アジア主義の延長線」『国際政治』第204号、日本国際政治学会、2021年3月、33～48頁など。

7 日本国会図書館のデータベースにおける芦田均に関する情報を参照、<https://nnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/ashidahitoshi.php>（アクセス：29 Ekim 2021）。

8 日本国会図書館のデータベースにある芦田均の博士論文についてこちらを参照、<https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/detail/R300000001-I000010618244-00>（アクセス：2023年10月31日）。

9 芦田均『巴里会議後の欧州外交』東京、小西書店、1923年。

取扱ったものである……」とある¹⁰。この序文から理解できるように、ローザンヌ講和会議と条約は、第一次世界大戦後のヨーロッパと中東を中心とした一連の出来事のひとつとして論じられている。全6章からなる第2部は、「近東殊に土耳其処分の真相」と題され、トルコに課されたセーヴル条約案と、それに続くローザンヌ講和会議と条約について述べられている。

一方、芦田は、ローザンヌ会議と条約を詳細に扱った別の著作を、最初の著作から7年後の1930年5月に出版した。前述のように、この著作は彼の博士論文でもあった。タイトルは『君府海峡通航制度史論』であった¹¹。この著作の中で、第16章という独自の章がローザンヌ講和会議とそれに続く条約に割かれている。芦田はローザンヌ講和条約について、「恐らく一六八三年の維納包圍戦争以降土耳其の歴史に見ることのできない光彩であろう」と言及している¹²。

芦田は、同書の中で1922年11月に正式に始まったローザンヌ講和会議での交渉が何度も決裂したことに触れ、第一次世界大戦の敗戦国の代表であるトルコ側交渉官が、提示した条件のいくつかをイギリス、フランス、イタリアを中心とする連合国が受け入れることに固執し、連合国を苦しめたことをほのめかしている。連合国に対するトルコの予測不可能な行動に驚きを隠せない芦田は、「敗残の一小国が戦勝の一等国を相手に講和会議の席上これ程勝手な熱を吐いた事例は恐らく前代未聞の出来事であろう」と述べている¹³。

芦田は、トルコが敗戦国として交渉に臨んだのではなく、むしろ勝利した政治的大国として、つまりムスタファ・ケマル・パシャの指導の下、アンカラ政府が欧米諸国に対して勝ち取った祖国解放戦争の勝利者として臨んだという事実を、連合国が無視していた、つまり、連合国はアンカラ政府をオスマン帝国の一種の継続とみなす傾向があったと指摘する。当然の帰結として、敗戦国代表として講和会議に参加したトルコ代表団の振る舞いが、敗戦国が外交儀礼上採るべきではない法外な発言や行動となったと、彼は評する。

周知のように、発効前の提案段階にとどまり、ムスタファ・ケマル・アタテュルクが『ヌトゥク (ザ・スピーチ)』の中で¹⁴プロジェクトと表現したセーヴル条約案は、ギリシャ以外のどの国からも批准されなかった。第一次世界大戦の敗戦国であるオスマン帝国も批准せず、アンカラ政府も断固拒否した押しつけの和平提案であった。このような状況において、オスマン帝国と連合国の戦争状態を終結させるために、オスマン帝国と連合国が再び歩み寄るには、特に連合国がいくつかの要求をあきらめなければならなかった。ローザン

10 同上、「序」。

11 芦田均『君府海峡通航制度史論』東京、巖松堂書店、1930年。

12 同上、410頁。

13 芦田、1923年、167頁。

14 Gazi Mustafa Kemal, *Nutuk*, İstanbul, Kaynak Yayınları, 2015, p.p. 433, 440, 490, 493.

又講和会議が始まる前、オスマン帝国と連合国間の問題の数は非常に多かったが、芦田はそれらを以下の4つの主要な見出しで分析した¹⁵。

- 一) 国境問題
- 二) カピチュレーション
- 三) 海峡の通航問題
- 四) 人種及び宗教上の少数民族保護の問題

その中でも芦田が特に強調したのは海峡の問題であり、博士号を取得するほどこの問題について熟考した。まず、イスタンブール海峡とダーダネルス海峡が、ロシア、黒海から島々（エーゲ海）、そこから地中海、さらにはヨーロッパに至る広い地域の運命を左右する重要な場所であることを示唆している。この重要性に関し、彼はイギリスのテムズ川とフランスのセーヌ川を經由してロンドンとパリを結ぶような例えをしている¹⁶。

このように地政学的に重要な位置を占める海峡を、国際委員会が非武装で管理することは適切な判断だと彼は考えている。芦田によれば、一国に任せるにはあまりにも重要な海峡だったからだ。芦田は、セーヴル条約プロジェクトの海峡に関する条件を考慮し、ローザンヌはトルコ側を含むすべての当事者が満足する形で海峡条約を締結したものだとしている。

芦田は、普通の条約や協定は利害の異なる当事者間の共通点を見出そうとする努力の結果であるが、ローザンヌの海峡条約は、共通かつ単一の目的に対する異なる国々の共通の意志の表れであると強調する。さらに、ローザンヌ条約を海峡問題における模範的な「法制定条約」とし、国際法の分野における「一新紀元」であり、国際政治に重要な貢献をする「英断」として評している¹⁷。芦田は、ローザンヌ講和条約の前文が「イギリス、フランス、イタリア、日本などが一方の当事国であり、トルコはもう一方の当事国である」と明記しているのとは対照的に、海峡条約の前文は「海峡における自由航行の維持は、世界平和にとっても国際貿易にとっても不可欠である」とし、この条約が常識と理性、超国家的な常識によって結ばれた模範的な条約であることを改めて強調している¹⁸。

芦田は、ローザンヌ講和会議中、特に12月末（1922年）以降、トルコは連合国に対する態度を強めたと指摘する。最終的に、彼はローザンヌ会議を「敗戦国」が代表団の外交交渉によって、流れを自国に有利なものに変えた外交的成功として描いている。彼は、連合国側のいくつかの問題についての意見の統一が欠けていたこともアンカラ政府の成功に一役買ったと述べ、イスメト・イノニュとリザ・ヌールに率いられたローザンヌのトルコ

15 芦田, 1923年, 137-142頁。

16 同上, 140頁。

17 芦田, 1930年, 445頁。

18 同上, 444-445頁。

代表団は、外交的な美德をもってこれを有利に転じたと記している¹⁹。

一方で芦田は、アンカラ政府によって設立され、ローザンヌ条約によって国際的に正式に承認された新トルコ共和国において、カリフ制の廃止を最も重要な革命のひとつとして挙げている。1924年3月3日、正式にカリフ制が廃止されたことは、新生トルコに近代社会の要件に沿ったアイデンティティを与えるための大きな一歩となった。この急進的な一歩によって、トルコは行政（政治）システムを政教分離化し、国家を世俗化することを決定した。芦田によれば、20世紀の第1四半期までに、3億人のムスリム世界の圧倒的多数、2億7百万人スンニ派ムスリムであり、トルコは宗教的に彼らの中心地であった。最終的に彼は、4世紀にわたってイスラム教スンニ派世界のリーダーであったトルコにおけるこの進化、いや「革命」は、世界のイスラム教徒の世俗化と、彼らの支配下にある国家の世俗的なシステムによる再建にプラスの効果をもたらすと考えていた²⁰。

芦田のこうした見解は、日本のトルコに対する一般的な見方ともいえる。つまり、イスラム教を通してトルコを読もうとすること。これもごく自然なアプローチだった。実際、オスマン・トルコは6世紀にわたってシャリーアに支配された国であり、何世紀にもわたってイスラム指導の中心地であった。したがって、日本人はローザンヌをこの宗教的アイデンティティからの出発として読んだといえる。

戦後の土日関係：「テュルク諸国機構」への日本の関与・加盟の可能性

ローザンヌ条約以降、公式関係を1945年まで維持した両国の国交は、1945年にやむを得ず一旦廃棄された。戦時中立を最後の最後まで守ったイスメット・パシャが率いるトルコ共和国は、1945年枢軸国側についた日本に宣戦布告をしたが、実際に軍事行動を一切遂行しなかった。同宣戦布告によって一旦断絶した両国の国交が回復したのは、日本が独立を再び得たサンフランシスコ講和条約後である。1952年、同条約発効とともに東京にトルコ大使館が再開した。翌年アンカラに日本大使館が再開するとともに日土通商航海条約も復活した。その3年後、日土貿易支払協定が締結され、土日関係は軌道に乗り始めた。その後、2000年代に至るまでの両国関係は、基本的に三つの柱に立って語られてきたと言えよう。それらは、エルトゥールル号遭難事件の定期的な追悼祭、1985年のイラン・イラク戦争でのトルコ航空機による日本人の救出、そして地震国という共通点に立つ互惠である。

そして2000年代に入ってから初めて、従来の経済・文化・災害交流とは違った方向に向かう両国関係が目撃されるようになる。

具体的には、まず2013年当時のエルドアン首相と安倍首相の友好関係によって開始した

19 芦田, 1923年, 168頁。

20 同上, 186-188頁。

戦略的パートナーシップである。次に、ローザンヌ条約の100周年に当たる来年の2024年、イスタンブールで開学する予定のトルコ・日本科学技術大学（TJU）である。

さらに、これまでと異なる道を歩み始めた両国関係において、今後重要になっていくもう一つの道は、前例のない政治的協力関係の樹立であると、個人的には思う。より具体的に言えば、「テュルク諸国機構」（Türk Devletleri Teşkilatı）への日本の関与によって、トルコと日本の関係はかつてないほど緊密になるだろう。

「テュルク諸国機構」は、ユーラシア地域においてますます有効性を増す戦略的連合へと変貌しつつある。刻々と変化する国際システムの構造の中で、地域統合構想の重要性はますます高まっている。欧州連合、BRICS、ユーラシア経済連合、上海協力機構など多くの組織を通じ、各国は自国の利益を最大化しようと努力している。地域組織である「テュルク諸国機構」は、テュルク世界²¹にとって非常に重要な組織である²²。

ソ連崩壊直後の1992年以降、テュルク世界サミットとしてテュルク語圏諸国間の関係は成熟し、ついに2009年のナヒチェヴァン協定²³により国際的な組織体制として「テュルク評議会」が生まれた。ナヒチェヴァン協定では正式名称をテュルク語圏諸国協力会議（Türk Dili Konuşan Ülkeler İşbirliği Konseyi）とする「テュルク評議会」は2021年のイスタンブールサミットで「テュルク諸国機構」と改称され²⁴、特に2010年以降トルコ共和国の外交政策の主要路線の一つとなっている。

「テュルク諸国機構」は2018年から東ヨーロッパに位置し、欧州連合の一員でもあるハンガリーをオブザーバー国として受け入れ、同機構の対象地域や文化圏を拡大させる意図・計画を明らかにした。翌年同機構の欧州代表事務所はハンガリーのブダペストに開設された。

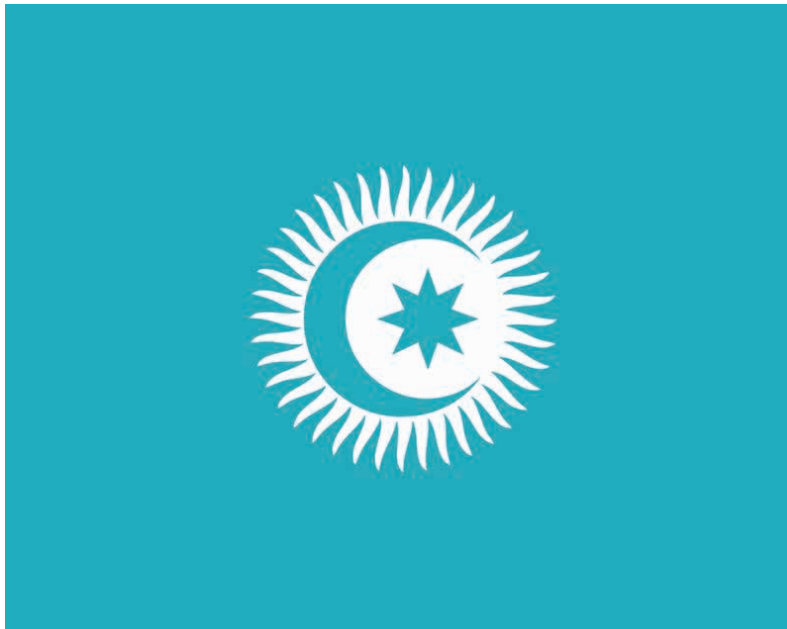
「テュルク評議会」から「テュルク諸国機構」への名称変更は、より包括的なものへの一歩であると見なされてきた。この名称変更には、加盟国を坩堝のように溶かして団結を達成するのではなく、共通の目標のもと、対等な地位で個々に団結しようという願いが込められている。さらに2020年以降、同機構加盟国の高官たちの発言からも、同機構が拡大を目指していることがうかがえる。テュルク文化圏に直接間接に関連する多くの国家が、「テュルク諸国機構」の潜在的な加盟国とみなされており、将来的には自発的な加盟が期待さ

21 テュルク系言語を話し、中央アジア、トルコ、ヨーロッパ、コーカサス、中国、ロシアのテュルク系地域、そしてテュルク系ディアスポラを含むテュルク諸民族の総称である。

22 Mevlüt Akçapa. Türk Devletleri Teşkilatı'nın Tarihsel Gelişimi: Teşkilatın Dünü, Bugünü ve Yarını. Avrasya Uluslararası Araştırmalar Dergisi, 11(34), 2023, 473頁。

23 ナヒチェヴァン協定を参照, https://turkicstates.org/assets/pdf/temel_belgeler/Nahcivan_Anlasmasi_Turkce_20140417_193951.pdf (アクセス: 2023年11月1日)。

24 Akçapa, 前掲論文, 482頁; Türkiye Cumhuriyeti Cumhurbaşkanlığı İletişim Başkanlığı resmi sitesi, <https://www.iletisim.gov.tr/turkce/haberler/detay/cumhurbaşkanı-erdogan-turk-konseyimizin-adi-artik-turk-devletleri-teskilatidir> (アクセス: 2023年11月1日)。



テュルク諸国機構のロゴと旗²⁵

れている。

上記を踏まえた上、土日関係をこれまで以上に緊密で強固なものにするのは、「テュルク諸国機構」への日本の関与であると思う。これは2013年からの戦略的パートナーシップを拡大する上で、歴史的事実と今日の共通利益の双方から必要とされているものでもある。ユーラシアの独占を最終的な目的とする中国の一帶一路戦略がトルコの経済に悪影響を与える傍ら、ウイグル人問題でトルコと中国は対立的立場にあり、中国政府のウイグル人弾圧政策にはトルコ与野党から非難が甚だしい。他方、台湾をはじめとする隣国や米国に対する中国の強硬外交は、戦後日本外交の礎となった日米安全保障条約への挑戦とも言え、また、ユーラシア地域における一帶一路戦略を軸とする中国の多岐にわたる経済活動も、日本の同地域における経済活動に望ましくない状況を生んでいる。したがって、中国に対する日土共通の安全保障・経済利益のために、日本が同機構に参加する意義があり、ハンガリー同様、日本も同機構オブザーバー国としてでも関与できるのではないかと考えている。これは、トルコ共和国を中心とするすべてのテュルク諸国の利益にも繋がる一方、資源小国の日本としても今後の国際秩序において重要な資源通路の一つである中央ユーラシア地域のエネルギー確保にもつながる。2000年代に入り、特に2010年以降日本外交の主要路線として対中政策がより重視されているが、中国の一帶一路戦略に対して中央ユーラシアを軸とする代替戦略となる可能性を秘め、日米安全保障の観点からも有益であろう「テュルク諸国機構」への関与、あるいは加盟の有益性を日本として検討すべきではなかろう

25 テュルク諸国機構の公式サイトを参照、<https://www.turkicstates.org/tr/logo-ve-bayrak> (2023年11月1日)。

か。

ハンガリーの同機構への関与は、言語学的にウラル・アルタイ言語族、あるいはより歴史的な表現としてトゥーラン民族²⁶と言われていることも一因かもしれない。そしてまた、ハンガリーと同じく、日本も戦前トゥーラン主義運動をアジア主義の一環として遂行しようとした一国であった。アジア発の理念としてのトゥーラン主義などの「大アジア主義」が日本の政治思想と交錯しながら陸軍・外務省などの政策に影響を与えたことは、歴史的な事実として解明されている²⁷。日本は、歴史的にトルコ、ハンガリーと並んでトゥーラン協会が設立された数少ない国の一つであった。日本のリアル・ポリティックスからも、歴史的な背景からも、「テュルク諸国機構」への関与には充分の根拠があると言えよう。

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。

26 トゥーラン民族とは、元来は古代ペルシアにおいてアーリア民族の対概念として登場し、その後に言語学研究に基づく語族規定から具体的にはオスマン帝国のトルコ人、ロシア・ソ連治下の中央アジアにおけるタタール人などのテュルク系の人々、ハンガリーのマジャール人、フィンランドのフィン人、モンゴル人、満洲人、朝鮮人、そして日本人が含まれるものと目された。シナン・レヴェント『日本の“中央ユーラシア”政策：トゥーラン主義運動とイスラーム政策』東京、彩流社、2019年、24頁。

27 日本のトゥーラン主義についてレヴェント、2019年を参照。